

## 4月1日から組織機構の一部が変わります

組織体制の強化、効率的な事務の実施を目的に事務分掌の見直しを行います。  
これに伴い、役場組織機構の一部を再編し、室名、業務内容、直通電話番号が変更となります。

### 各部署の業務内容と電話番号

課	室	係	業務内容	直通電話番号
総務課	協働安全室	協働推進係	自治会、男女共同参画、イベントの総合調整	☎26-2243
		防災安全係	消防、防災、防犯、交通安全	
住民課	住民環境室	戸籍住民係	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、旅券、個人番号	☎26-2244
		環境係	環境衛生	☎26-2245
	保険室	国民健康保険係	国民健康保険	☎26-2249
		高齢者医療年金係	高齢者医療、福祉医療、国民年金	
介護福祉課	福祉室	社会福祉係	社会福祉、生活困窮、保護司、人権 ボランティア活動支援	☎26-2246

※事務分掌の見直しのあった室のみ表記

### 令和4年度の固定資産税について 縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧

#### 縦覧帳簿の縦覧

縦覧は、固定資産税の納税者が自分の土地・家屋と他の土地・家屋の価格を比較し、適正であるか確認するための制度です。

※土地納税者は土地、家屋納税者は家屋の縦覧ができます。

▼縦覧期間(開庁時間内)  
4月1日(金)～5月2日(月)

#### ▼記載内容

町内の土地や家屋の評価額  
※所有者の住所や氏名などは記載されていません。

▼縦覧できる人  
納税者、納税者の委任を受けた人

#### ▼必要なもの

□顔写真付きの本人確認書類  
(マイナンバーカード、運転免許証など)

□委任状※委任を受けた人

▼手数料 無料



#### 課税台帳の閲覧

閲覧は、固定資産税課税台帳に登録された内容を確認するために行うものです。

※課税台帳の内容は、納税通知書に添付する課税資産の明細でも確認できます。

▼閲覧期間(開庁時間内)  
4月1日(金)～令和5年3月31日(金)

#### ▼記載内容

固定資産の価格と税額

#### ▼閲覧できる人

●納税者

●納税管理者

●右記の人から委任を受けた人

●借地借家人

#### ▼必要なもの

□顔写真付きの本人確認書類  
(マイナンバーカード、運転免許証など)

□委任状※委任を受けた人

□借地借家人は契約書

▼手数料 1枚300円

※4月1日(金)～5月2日(月)は無料

▼縦覧・閲覧場所 問い合わせ先

税務会計課 税務室

☎26-22338(直通)



## 今月の納税

国民健康保険税  
介護保険料  
後期高齢者医療保険料

…9期

納期限 令和4年3月31日<sup>㊄</sup>

コンビニエンスストア、スマホ決済アプリでも納付できます。また、便利で確実な口座振替もご利用ください。

毎年4月1日現在の所有者などに課税される町税です。バイク、小型特殊自動車(耕運機など)など使用しなくなった場合や譲渡した場合は、手続きをしなければ元の所有者などに課税されます。また、住所が変わった場合も変更手続きが必要です。

軽自動車税(種別割)は、普通車などの自動車税(種別割)と異なり、月割で課税する制度ではありません。4月2日以降に廃車や名義変更をしたとしても、1年分の税金が課税されます。手続きが済んでいない人は、早急に手続きをお願いします。また、軽自動車の種類により手続き場所が異なります。<sup>㊄</sup>注意ください。

軽自動車の種類	手続き・問い合わせ先
町のナンバーが付いた 125cc以下のバイク、小型特殊自動車	(役場) 税務会計課 税務室 ☎26-2237(直通)
軽二輪(125cc超250cc以下)	群馬県自動車整備振興会 ☎050-5540-2021(音声案内)
二輪の小型自動車(250cc超)	関東運輸局群馬運輸支局 ☎050-5540-2021(音声案内)
軽四輪	軽自動車検査協会群馬事務所 ☎050-3816-3109(音声案内)

### 軽自動車税(種別割)

自動車・軽自動車・バイク・耕運機など

廃車・変更などの手続きは3月31日<sup>㊄</sup>まで



### 自動車税(種別割)

毎年4月1日現在の車検証上の所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税となる県税です。

次の場合は、3月31日<sup>㊄</sup>までに運輸支局で手続きしてください。また、手続きを販売業者などに依頼したときは、必ず手続きが済んでいるか確認してください。

- ▼**手続きが必要な場合**
- 自動車を売った、または下取りに出した
  - 自動車を廃車した
  - 住所、氏名を変更した
  - 自動車の売買や譲渡などで登録内容に変更があった

<sup>㊄</sup> 手続きをしないと既に使用していない自動車の税金を納めることになる、転居先に納税通知書が届かないなど、トラブルの原因になります。

問い合わせ先	
自動車税(種別割)について	県自動車税事務所 ☎027-263-4343 渋川行政県税事務所 ☎0279-22-4050 または各行政県税事務所
登録について	関東運輸局群馬運輸支局 ☎050-5540-2021